

## 第5章 こども施策を推進するために必要な事項

### 第1節 こども・若者の社会参画・意見反映

---

#### 1 多様な意見の聴取、施策への反映方法の充実

こども施策を推進するに当たり、計画の当事者となるこども・若者の社会参画・意見聴取が重要となります。

本市では、青少年健全育成の取組として、中学生や高校生、若者を対象とした意見表明の場として、「沼津市わたしの主張大会」や「高校生しゃべり場 in ぬまつ」などを実施するなど、こども・若者が自らの意見を主体的に表明する機会の確保に努めています。

本市には、日本以外の国にルーツを持ち、日本語以外の言語を使用する世帯もあることから、日本語教育の充実を図ることで、日本語での意見発信、コミュニケーションの充実を図り、意見聴取やコミュニケーションがとれるよう、効果的な実施方法を検討します。

貧困、虐待、ヤングケアラー、いじめ、不登校、障がい、医療的ケアなどをはじめ、困難な状況に置かれたこども・若者が安心して意見を表明し、その意見が施策に反映できるよう、十分な配慮や工夫のうえ、個々の状況に応じた手法を検討します。

こども・若者からの意見聴取については、多様なこども・若者が意見交換、共有できるオンラインプラットフォームなどの仕組み等を設けることで、幅広い意見の収集に努めるとともに、主体的な社会参画を促します。

多くのこども・若者から聴取した意見・提案について、市担当課が庁内関係課と連携し、必要性や効果を検証しながら、施策への反映を検討します。

#### 2 こども・若者が主体的に社会に参画しやすい環境の整備

こども・若者が主体的に社会に参画し、社会の創り手となる意識を育成するため、身近な地域コミュニティに参画する意識の醸成等の教育を学校において推進します。

地域におけるこども・若者の主体的な活動を支援する環境を整備することで、活動の更なる充実を図ります。

これらの取組に当たって、市内外の関係機関と連携し、支援体制の整備・充実に努めます。

## 第2節 こども施策の共通の基盤となる取組

### 1 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

#### (1) 教育・福祉等専門職、民生委員・児童委員等の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がいのある児童への支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員等、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上に努めます。

担い手自身が喜びを感じながら、仕事・活動におけるキャリア形成ができる環境づくりに努めるとともに、こどもや家庭との関わりの中でストレスを感じている担い手等に対するメンタルケアに取り組みます。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

#### (2) 地域で活動する各種団体の確保・育成・支援

地域で活動する団体やボランティア、NPO等の確保・育成・支援として、新たな団体等の設立支援、既存団体の活動支援、人材確保支援等に努めます。また、職員、担当者の専門性の向上に向けた支援や情報提供に努めます。

各団体への参加を希望する市民に対し、各団体の活動内容や連絡窓口等の情報を提供し、参加者の増加に努めます。

こども・若者の健全育成を目的として地域で活動する団体の活動の充実に向けた支援を行います。

### 2 地域における包括的な支援体制の構築・強化

こども・若者の育成に関わる関係機関等が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、ライフステージや制度の適用年齢の区切りに関わらず切れ目のない支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、庁内各部局の連携とともに、関係機関や活動団体等との連携体制の構築・強化に努めます。

令和6年度に設置したこども家庭センターについては、全国的な事例を参考にするとともに、教育・保健・福祉等の分野を超えて連携することで、相談支援体制の強化を目指します。

担い手同士での連携を強化し、地域活動の活性化を図ります。

### 3 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

妊娠期から子育て期にわたる支援のワンストップ相談窓口として「マミーズほっとステーションぬまづ」や「こども家庭センター」の運営、「沼津市子育てポータルサイト」による一元的な情報発信等、保護者の負担軽減に向けた取組を進めます。

今後は、デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を通じて、子育て当事者等の利便性向上や職員等の事務負担の軽減に向けた取組を進めていきます。

### 4 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども・若者、子育て当事者が様々な制度や支援メニューを利用できるよう、社会全体で子育て中の方々を応援するための意識改革の推進に向けて、幅広い年齢層を対象にした子育てにやさしい社会づくりに関する講座やセミナー、広報、公共施設への掲示等を活用した情報発信を行います。

妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じて、こどもや子育て当事者を社会全体で支える機運の醸成に努めます。

## 5 数値目標と指標の設定

第4章各項目における成果指標は以下のとおり設定します。

### I ライフステージを通じた施策

#### 1 こども・若者が活躍できる支援の充実

項目	指標	目標	根拠
「こどもは権利の主体である」と感じているこども・若者の割合 (非常に感じる、やや感じる) ※大人などに対して意見を言ったり、一緒に考える機会があった。	42.5%	向上	アンケート調査 (13～29歳)

#### 2 こども・若者の状況に応じた適切な支援の充実

項目	指標	目標	根拠
こども・若者の幸福度 ※自分の置かれている状況などに関わらず、現在の状況に満足しているか。	57.4%	向上	アンケート調査 (13～29歳)
こどもの貧困率	9.5%	低下	子どもの貧困対策推進計画

### II ライフステージ別の施策

#### 1 こどもの誕生前から幼児期まで

項目	指標	目標	根拠
沼津市は子育てがしやすいまちだと思える子育て世帯の割合	38.5%	向上	アンケート調査

#### 2 学童期・思春期(小学生から18歳まで)

項目	指標	目標	根拠
遊びや体験の機会が十分にあると感じているこども・若者の割合 (非常に感じる、やや感じる)	39.9%	向上	アンケート調査 (13～29歳)

#### 3 青年期

項目	指標	目標	根拠
自分の将来について考えて生活をしているこども・若者の割合 (よく考えている、ときどき考えている)	74.2%	向上	アンケート調査 (13～29歳)

### III 子育て当事者への支援に関する施策

項目	指標	目標	根拠
子育ての相談・支援体制や支えあいが充実していると感じる割合 (気軽に相談できる人がいる・場所がある人の割合)	84.8%	向上	アンケート調査 (未就学児の保護者)

## 第3節 施策の推進体制

---

基本理念の実現には、家庭、地域、事業所、教育・保育機関、行政など相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

### 基本1 家庭の役割

保護者が子育てについての第一義的な責任を有し、家庭が教育の原点となり、出発点となります。

子どもにとって、日常的な安心と学び、経験の場となり、成長の基礎を築く場となります。

地域の一員として、さらには地域の将来を担う人材として、世代を問わず家族ぐるみで地域の人々とつながりを持ちます。

子育てや子どもの自立・生活の問題、家庭の経済の問題等で支援が必要と感じたときは、市の相談窓口や民生委員・児童委員等に相談し、早期の解決を目指します。

### 基本2 地域の役割

地域住民は、子どもや子育て家庭を理解し、寛容さを持ち、可能な範囲で子育て家庭の支援や見守りに参加します。

地域で虐待を受けている子どもや貧困の可能性のある家庭、ヤングケアラーの可能性のある子ども・若者を把握し、市や関係機関に報告します。

P T A活動や保護者会活動をはじめ、地域における様々な活動主体が連携し、地域コミュニティの中で子どもを育みます。

N P Oやボランティア団体は、自治会や関係機関等と連携・協力しながら、きめ細やかなニーズに対応した支援を行います。

### 基本3 事業所（企業・店舗など）の役割

事業所は、従業員が結婚、出産に意欲を持てるよう、また、働きながら出産・子育てしやすい環境をつくるように努めます。

母親の出産・育児休暇のみならず、父親も含めた育児休暇をとりやすくなるような仕組みづくり、事業所内保育施設の導入について検討していきます。

産休・育休後に元の職場に安心して復帰できるような体制がとれるようにします。

子どもの病気や学校行事などに参加しやすい環境をつくるよう、有給休暇等を使って柔軟に対応します。

店舗などでは、段差の解消、ベビーカーなどが利用しやすい通路、授乳やオムツ替えの場所などの整備を行うよう努めます。

## 基本4 教育・保育機関の役割

教育・保育機関は、大切なこどもを預かり、保護者に代わって教育や保育を行うという視点で、子育てに取り組みます。

特に未就学児は発達段階にあり、集団生活になじむよう指導を行うとともに、保育所、幼稚園のそれぞれが持つ特性に合わせて、教育・保育に取り組みます。

なお、園と保護者の連絡体制をとり、子育てを園だけにさせないよう家庭との連携を持って子育てを行えるよう指導を行います。

児童生徒については、学習指導要領に基づいて、こどもが生きる力を学べるように指導を行います。地域での格差がなくなるよう、教師の指導並びにこどもたちの学力の確認を行っていきます。また、道徳教育にも力を入れ、人の心の痛みがわかる子を育てていき、いじめや差別などがなくなるように配慮していきます。さらに、家庭の状況により進学に影響が出る児童生徒については、利用できる制度等を情報提供し、こどもの進学希望を後押しするよう努めます。

乳幼児から、就学児を含め、園や学校などでこどもの様子や変化を注視し、児童虐待、いじめ、ヤングケアラーの可能性がある場合は、速やかに関係機関を通じてこどもの保護に努めます。

## 基本5 行政の役割

行政は、各種子育て支援サービスや制度・手当等の対応のほか、その他様々な分野において、安心して結婚、出産、子育てができるよう各種支援サービスの充実を図ります。また、教育・保育機関等と分野を超えて連携を図っていきます。

こどもが順調に育っていくよう、健診などを通じて食育や歯の健康づくり等の指導を行います。万が一、障がい疑われる場合については、早期に対応できるよう、発達支援等に対するアドバイスを行っていきます。

子育てに悩む保護者に対し安心して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、健診や訪問などを通じて、情報提供を行うとともに、心身の負担軽減に向けた支援を継続的に行っていきます。

切れ目のない子育て支援ができるよう、健康と福祉、保育と教育など、行政内での連絡体制、連携強化を図っていきます。

相談者や支援が必要な市民の負担軽減に向けた各種相談窓口のネットワークの強化やコーディネイト機能の導入・充実を検討します。

## 第4節 数値目標（指標）の設定と進捗管理

---

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。このため、「子ども・子育て会議」などの関係機関や庁内組織において、年度ごとにその進捗状況を確認・評価していきます。

施策の実施に当たっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じた改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

## 第5節 県、関係機関等との連携

---

本計画の策定、推進に当たって、こども大綱を勘案するとともに、県計画、県の機関との連携が必要なことから、県担当課との連携を図ります。

関連施策の推進に当たって、近隣市町との広域連携や情報収集を図るとともに、県内外の地方自治体の好事例の収集に努めます。

市内の子ども・若者や子育て世帯の支援のため、地域の現状、課題、支援が必要な市民の実態等について、市内で活動している団体やNPO、専門機関等との連携及び情報共有を図ります。

## 第6節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

---

### 1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

#### (1) 認定こども園の普及について

幼児教育・保育の両方の機能を持つ認定こども園について、保育の待機児童の発生を防ぐとともに、身近な地域での保育利用が可能となるよう、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行支援に努めます。

また、保護者に各園の特徴・性格をわかりやすく伝えられるよう、広報・PR手段を検討します。

#### (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方について

保護者のニーズやこどもの状況に応じた教育・保育事業、地域子育て支援事業を適切に行うことで、妊娠・出産から学童期まで切れ目のない子育て支援を行います。

各事業の実施・利用状況について、市が状況を把握し、適切な利用促進やサービスの質の向上に努めます。

各事業の実施・提供に当たっては、年齢に応じたこどもの育成を支援するとともに、保護者の心身の負担軽減等を図るものとします。

### (3) 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

地域型保育事業は、2歳児以下を対象にした事業であり、乳幼児期に少人数での保育を行います。満3歳児になったときは各園において連携施設を設けて保育を継続するとともに、3歳以上の児童が幼稚園、保育所、認定こども園に円滑に移行できるよう、施設・事業者間の連携の充実に努めます。

### (4) 幼・保・小の連携充実

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携のため、「幼保小連携協議会」を開催し、相互理解を促進するほか、連携の充実に努めます。

幼・保・小の円滑な接続を推進するため、接続期カリキュラムの編成・実施を進めます。